

開催日時 平成 24 年(2012 年)3 月 26 日(月) 午後 10 時 00 分～11 時 00 分
場 所 大津市京町四丁目 1 番 1 号 滋賀県庁 東館 7 階大会議室
参加機関 別添資料のとおり・・・「配席図参照」
議 題 (1) 滋賀県地域防災計画(原子力災害対策編)の見直しについて
報告事項 (1) 地震被害予測調査について
資料 1 滋賀県防災計画(原子力災害対策編)の見直し案の概要について
資料 2 滋賀県防災計画(原子力災害対策編)の見直し概要
資料 3 滋賀県防災計画(原子力災害対策編)案
資料 4 地震被害予測調査

1.あいさつ

嘉田由紀子 滋賀県知事

みなさん、おはようございます。年度末の大変押し迫ったところ、早朝よりお集まりいただきありがとうございます。東日本大震災から早 1 年あまりが経ちました。ただ残念ながら、福島県の方では、ますます問題の深さが見えてきております。避難をしておられる方達の帰還がどうなるのか、あるいは拡散した放射線汚染が生き物にまで広がりつつあります。もちろん農産物も含めて。先日も福島県の佐藤知事が「困った。みみずにまで出たんや」とおっしゃっておられました。当然予想されたことでありますが、残念ながらこの放射線は半減期が長いということで大きな問題だと思っております。滋賀県としても、事故原因究明をきっちりしていただきたいということで、昨日も関西広域連合から政府の方に申し入れをしております。と申しますのはご存じのように近隣の福井県に 15 基もの原子力施設が立地しております。最も近い敦賀原発から県境までは約 13 km という近さです。長浜市余呉町中河内という集落です。放射性物質の影響は県境ございませんので、空が繋がっているということは、福島での事故を踏まえると、原発はすぐそこにあると実感せざるをえません。また本県は皆さんご存じのように関西 1,450 万人の水源地である琵琶湖を抱えております。万一の事故の場合には、水質だけではなく、先ほど申し上げました生き物あるいは生態系にも大きな影響が考えられます。こうしたことから、昨年 5 月には原子力の専門家等による検討委員会を立ち上げまして、全国に先駆けて地域防災計画原子力災害対策編を抜本的に見直すことと致しました。見直しにあたっては、まず 1 点目ですが避難計画を策定すること。2 点目はモニタリング体制や計画を見直しすること。そして 3 点目は正しく情報を伝え正しく報道していただくためのリスクコミュニケーションのあり方を検討すること、この 3 つを柱に検討を行ってまいりました。

特に避難計画やモニタリング計画の作成にあたりましては、10 キロ 20 キロただコンパスで線を引く同心円状に汚染物は広がりません。その時々の大気の状態、あるいは地形などのそれぞれの条件がございますので、その条件を確定するために滋賀県独自で放射性物質の拡散予測を行いました。全国でも初めての例でございます。実際は県立の琵琶湖環境科学研究センターの大気汚染のシミュレーションを活用して、拡散モデルを作ったわけでございます。また、国の原子力安全委員会におきましては地域防災計画の指針となります「防災指針」の見直しを進めてまいりました。その

中で新たにいわゆる UPZ、緊急時防護措置を準備する区域が示されまして、こちらは 30 キロということで、本県の長浜市、高島市の一部がその区域に入ります。こうした国の動向を踏まえ、見直しを行ってきたところでございます。検討委員会は昨年 5 月 15 日から 2 月 3 日まで 4 回開催いたしました。毎回、原子力や放射線、リスクコミュニケーション、気象また関係市や NPO などそれぞれのお立場から白熱したご議論をいただいたと聞いております。2 月 10 日には委員長である京都大学防災研究所の林教授から検討結果を提言書としてとりまとめでいただき提出をいただきました。さらに 2 月 15 日には、長浜市と高島市で原子力防災フォーラムを開催し県民の皆様からも幅広くご意見をうかがってまいりました。本日はこうしたことを踏まえまして、計画案を皆様にお示し、お諮りしたいと考えております。なお、来年度におきましては、引き続き救急・救助計画や交通・警備計画、緊急被ばく医療計画等、関係防災機関の活動計画、あるいは中長期的な影響などについて検討し計画の実効性を高めていきたいと考えております。今後も原子力災害についての県民の不安を払拭し安全・安心を確かなものとするため、国や関係機関との連携を高めてまいりたいと考えております。

安全というのは、実質的な物質的被害です。安心というのは、心のあり方でございます。どういう状態、どういう組織が情報を出すかによって安心が担保されます。滋賀県防災会議、また県という組織、そちらの信頼関係こそが県民の皆さんの安心につながるものと思っております。原子力防災体制の安全・安心対策に関わりまして、是非とも皆様のご協力をお願いしたいと思います。本日の会議よろしく申し上げます。

2. 報告

事務局より報告

(防災危機管理局報告)

本日の会議は、委員定数 51 名のうち出席者 44 名で定足数の過半数を満たしており、滋賀県防災会議条例第 3 条第 2 項の規定により会議が成立することをご報告申し上げます。また、本日の会議につきましては公開といたしますのでご了承願います。委員の皆様のご紹介につきましては、お手元にお配りしております滋賀県防災会議委員名簿によりご紹介に代えさせていただきますのでご了承願います。

それでは、ただ今から議題および報告事項に入らせていただきます。会議の議長につきましては滋賀県防災会議条例第 3 条第 3 項の規定によりまして会長があたることになっておりますので、知事に議長をお願いいたします。

3. 議事

議題: 滋賀県地域防災計画(原子力災害対策編)の見直しについて

事務局より説明

(防災危機管理局 説明)

それではまず、議題 1 につきまして資料 1 をご覧いただきたいと思っております。今回滋賀県地域防災計画(原子力災害対策編)を大きく見直そうとうことで取り組んでまいりました。まずは、3 月 11 日に東北の方で大きな地震がございまして、それによりまして、福島第 1 原子力発電所におきまして全電源喪失という事態に至り、放射性物質を広域に拡散するという事故が起きました。従来

はEPZ、人体に影響があるないというのは、原子力発電所から10キロであるということで、指針に記載されておったのですけれども、今回の事故を受けまして、さらにもっと大きく影響があるということから、それへの対応をしていかなければならないということになりました。滋賀県におきましては、近畿1400万人の水源でございます琵琶湖を抱えておりますことから、また、県民の皆さんに対して、特に敦賀の原子力発電所からは、13キロの距離にあるということから、これに対応するし安心・安全を確かなものとするためこの計画を見直そうとするものであります。

今回につきましては、今年度と来年度の2ヶ年にかけて、大きく見直しを進めようということで、今日お話しするのは、避難、緊急的な対応ということで、資料記載の上から2つめの箱にございます、これを進めるにあたりまして、見直し検討委員会を立ち上げました。委員長には林春男京都大学防災研究所教授をお願い致しまして、委員には学者、識者の方、市、関係機関、NPOなど計16名で委員会を立ち上げたところでございます。全部で4回実施致しました。5月19日には基本的な考え方、第2回の9月14日には、地域防災計画の骨子の検討、環境放射線のモニタリング体制の検討、放射性物質の拡散予測の検討という部分をご協議いただきました。そして、第3回の11月25日でございます。放射性物質の拡散予測結果これによりましてどのあたりまで影響がくるかというようなあたりを出していただきまして、防災対策を重点的に実施すべき地域の考え方、これはUPZ、通常国が30キロ圏と出しているものですが、放射線のモニタリング体制、モニタリングポストやモニタリングカーを使った体制の検討をしていただきました。そして第4回の2月3日の検討委員会におきまして、地域防災計画の見直し案を検討いただいて、まとめていただき2月の10日に、ご提言という形でいただいたところでございます。この間、特に計画を出したら終わりということではなくて、県の計画を作ることによって市町が防災計画を作っていただく。それで初めて、効果がある具体的な形として計画されるということになりますことから、市町との連携を随所に掲げながら進めてきたところでございます。検討内容につきましては、3つございます。

一つは避難計画の策定、どのようなかたちで影響がくるかというあたりをご検討いただいた。それからモニタリング体制、特にどのような影響が出たときにどういう体制を組んでいくのかを見直したところでございます。そしてリスクコミュニケーションでございます。特にこの放射性物質というのは、臭いもありませんし、色もついておりません。その関係でいかに情報を分かりやすく、住民の皆さんに伝えられるかということに焦点を大きくあてまして、この部分を重点的な柱にもってきたところでございます。このようなところから2月10日からのスケジュールでございます。2月10日には検討委員会の方から提言を受けました。その提言の内容を踏まえて住民の皆さんと直接、お話をする機会を作るということで2月15日には「原子力防災フォーラム」ということで高島市、長浜市の2会場におきまして、フォーラムを実施致しました。そして、意見募集も実施し、同時並行して防災関係機関の皆様にもご意見をいただきましてとりまとめてきました。

また、今月の18日には原子力防災訓練ということで、まだ途中ではございますが、課題抽出の意味合いを含めてシミュレーション訓練を中心に訓練を実施いたしました。自衛隊、警察の方にもまた市にもご協力いただいて、長浜と高島に影響がくるという想定のもと、訓練を実施いたしました。そして、3月26日にこの県防災会議というような流れで進めてきたところです。

それでは、資料2（「見直しの概要」）に沿ってご説明します。

まず、資料左上に記載しております「災害の想定」についてですが、これまで滋賀県の防災計画における災害の想定では、敦賀原子力発電所にて米国スリーマイル島の事故としておりましたが、今回の見直しにあたっては、敦賀原発、美浜原発、大飯原子力発電所で、東京電力福島第1原子力発電所の事故と同規模の放射性物質、希ガスと放射性ヨウ素が外部に放出したと想定しました。

つぎに、その下に記しております「予測される影響等」についてですが、これまで、“本県においては人体に影響が及ぶおそれはない”と整理をしておりましたが、今年度、本県の琵琶湖環境科学研究センターにおいて、独自に拡散予測シミュレーションに取り組みましたところ、希ガスについては、防護措置を講ずるまでの水準にはないという結果でありました。

一方、放射性ヨウ素については、資料右の放射性物質の拡散予測図に示しておりますように予測計算によりますと、甲状腺の被ばく等価線量が100ミリベクレル以上となる範囲（地図で黄色で示されているエリア）が、敦賀発電所から最大距離で43km、地域で言いますと高島市、長浜市になります。

今回、拡散予測結果をベースに、等価線量100ミリベクレル以上となる範囲を「防災対策を充実すべき地域」といたしまして、本県では高島市、長浜市の一部区域を位置づけるものです。具体的には計画書本編の別表に記載しております。

同様に予測計算によって、50ミリベクレル以上、地図では黄緑にエリアになりますが、拡散範囲は、県内のほぼ全域にわたっている状況でございますことから、「放射性プルーム通過時の被ばくの影響を避けるための防護措置が必要と考えられる範囲（PPA）」を、本県の拡散予測から県内全域に影響するおそれがあると位置づけたものです。

このPPAにつきましては、住民への情報提供、周知体制、安定ヨウ素剤の備蓄等の計画の検討が求められます。なお、この区域に係る防護の具体的な対応については、国において今後検討されることとなっております。

次に、今回の見直しの柱の一つである「リスクコミュニケーション」です。

この背景として、大規模な放射性物質の放出事故が発生すると、放出された放射性物質の拡散や汚染によって、深刻な影響をもたらすという点できわめて特異と言えます。

このため、県民が正しい情報に基づきリスクを適正に評価し合理的な選択と行動ができるように、情報提供・共有などリスクコミュニケーションの実の方策を掲げています。

項目としては6つ。内容については、本編の「総則」第9節に掲げておりますが、つめは、事業者からの迅速な情報収集・伝達と住民等に対する情報伝達です。

これは、「重大な事故が発生した場合、原子力事業者、国から事故情報や被害状況を迅速に把握し、関係する市町を通じて住民に的確に伝達するよう努める」としてあります。つめが、環境放射線モニタリングについて、わかりやすい情報提供をしていく。そしてつめが、原子力防災についての正しい知識の普及と情報共有、内容は(1)原子力防災に関する知識の普及に向けての広報の充実や講座の開催。また、放射性物質が人の健康や環境面に及ぼす影響についての情報提供、学校教育の場においても知識の普及に努めるというものであります。つめが防災業務関係者に対する研修、つめが防災訓練の実施、先にも訓練を実施したところですが、つめが、相談体制の整備、住民からの問い合わせに対応できるよう、国や専門家の派遣などの協力を得て的確な相談体制ができる体制を整備することに努めることを掲げています。

次に、資料の右上に記載しております、「情報収集・連絡体制」についてですが、これまでの計画では、情報の流れについて、国や原子力事業者、発電所が所在する県から本県へ、そして、県から関係市へ伝達することとしておりましたが、今回の見直しでは県から関係市だけでなく、その他の市町にも拡大するとしたところです。

また、今後、本県への配備に向けて準備検討がなされている「緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム」、SPEEDI情報の運用体制についても、避難を判断する際の情報源として重要な通信手段として掲げています。

このように、国や所在県、原子力事業者等の防災関係機関との間において、伝達体制の一層の整備・充実を図ることとしてあります。

次に、その下に記載しております、「モニタリング体制」についてですが、監視体制の強化として、モニタリングポストとモニタリングカーの配備を掲げ、特に発電所に近い UPZ 圏内となる県北部地域において、モニタリングポストの複数基配備を国に要望し、設置を計画しております。また、モニタリングを行う観測車両についても 1 台の追加配備を行ったところです。

モニタリング体制をしっかり整えていく意味で、効果的な班編制を掲げています。

その下に記載しております、「災害応急体制」ですが、本編では、34 頁に【第 3 節活動体制の確立】に記載していますが今回、より安全側に早めの危機管理体制を引く観点から検討し、従来、原子力災害に関しましては、「災害警戒本部体制」までの対応としていたものを、特定事象発生時、または政府による緊急事態宣言がなされた時には、県の災害対策本部を立ち上げ災害対策を講じていく体制とすることとして見直しをしたものです。

続いて、応急対策としての「避難計画」の項目ですが、これまで県の防災計画では、災害時における避難対応という項目を設けておりませんでした。

今回の見直しでは、隣接県である福井県の計画を参考に、資料に記載のとおり「避難等のための初期活動を開始する指標」を定め、線量基準 3 つのレベルに従い、防護策をとる内容としています。

なお、表の下欄に 印に記載しておりますように、退避や避難対応など“防護措置を決定するための判断基準”については、専門的な分野であり原子力安全委員会において、防災指針を検討中であることから、正式に見直し改訂がなされた後に、それを踏まえてさらなる見直しを図っていく予定です。

それと、今般、退避・避難計画の項目の中に「広域避難に伴う受入れ市長のとるべき措置」を盛り込んでいるところです。これは、一つ市の区域を越えていわゆる広域避難を行う必要が生じた場合に、受入れ先の市町に避難所等の提供などの協力活動を県と連携し行っていくこととしたものです。

加えまして、避難に関連して関係市への応援など「県内市町間の協力応援体制」を整えていくことも盛り込んでいます。

さらに、近隣府縣市との連携も大切でありますことから、避難対策面で必要に応じて応援要請を近隣の府、県、および市等の自治体へも働きかけていくという意味で連携の確保を記しております。

本資料の右下以降ですが、避難計画のポイントを列挙しています。

要援護者への配慮（本編では、51 頁の第 5 節 退避および避難計画 の第 7 に記載）

その内容は、関係市が行う避難誘導、情報提供や避難所の生活環境整備にあたっての配慮、協力。もう一点高齢者、障害者、乳幼児、児童、妊婦の避難所での健康状態の把握に努めるよう助言や協力を行うこととしています。

放射線が高い水準になる恐れがある場合の対応についてですが、これは、発電所からの放射性物質の累積が局所的に生じる、中長期的な影響がでるかもしれない。そういったことも想定されますので、国が「計画的避難区域」などを指定した場合の県から必要な事項について関係する市町への連絡・指示を行うこととしています。

「避難体系のイメージ図」について、福島のケースから「中長期的な避難」を加味、想定してイメージとして示したものです。

以上が、見直しの概要ですが、今年度の見直しの特徴は、資料の中央に記載しておりますように、既存の情報や知見をもとに県独自で可能な限りシミュレーション予測に挑んだものが起点となって、災害に備えるこれまで計画の見直しを検討してきたものです。

なお、今回の見直し検討項目に上げておりませんが、災害予防対策として、「広域的応援等連携体制」など、災害応急対策として「救助・救急対策計画」、「警備および交通対策計画」、「緊急被ばく医療計画」といった項目につきましては、引き続き次年度以降、検討に取り組むこととしておりますので、関係機関の方々には協力をお願い申し上げます。

以上、滋賀県地域防災計画の修正案についてご説明申し上げました。ご審議の程、よろしく願います。

質疑応答

(議長)

はい、ご苦労さまでございました。

かなり、分厚いものでございますので、すぐに、なかなかご理解いただけないかもしれませんが、各委員の皆様方から、質問なり、コメントをいただきたいのですが、いかがでしょうか。

(彦根気象台)

彦根気象台、茶円です。

説明いただいた資料の中で、放射性物質拡散予測ということでございます。今回の見直しに対して一言、コメントをさせていただきたいと思えます。

私どもの次長のほうが4回開催していただいた見直しの検討委員会のメンバーに参加させていただいて、議論に参画させていただきました。専門が放射能ではありませんが、気象台としては放射性拡散予測の検討、第3回の放射性物質拡散予測結果の報告を次長から聞いて、非常にいい資料をいただいたと思えました。黄色と黄緑で大気の流れというものに基づいて、どういう場合に汚染物質が広がっていくかという非常に客観的な資料、科学的な資料として、見れるので県民の皆さんにとっていい資料だと思います。中身については環境科学研究センターで実際やっておられる大気汚染のモデルを使ってやられたということで、非常にしっかりしたものなので、あとは福島放射能の事故の出力に合わせてやられたということで、対策を考える上で非常にいいものを出してもらったと考えております。

(議長)

こういう仕事のできたのも、アメダスのデータを気象台がご提供いただいたからでございます。感謝申し上げます。

今回の計画ですけれども、市町、特に高島市、長浜市と一緒に作ってまいりました。コメントをいただきたいのですけれども、今日は市長会にご欠席ですね。ということで、町村会の村西会長さんにお越しいただいていますので、こういうデータがまず来ると、「うちどうなるんやろう。」と心配されるので、そのへん、市町の備え、あるいは、これからいざという時に、避難体制などを考える上で、村西町長さんいかがでしょうか。

(町村会会長)

拡散予測のシミュレーションを早々と県はやっていただきました。このことについて、私はできるだけ早く住民のみなさんに公開してほしいということをお願いしておりましたけれども、一部の市の中には、それをやると住民のみなさんがパニック状態になるのでちょっと待てということで、なかなか発表ができなかったということがございます。私の町でもシミュレーションにより、この町がどうなるのか、というのを住民のみなさんになんとか知らせたいなと模索いたしましたけれども、あんまり突飛なこともできないし、県の立場もあるので、ようやくみなさんにもわかるようにシミュレーションの結果を出したところでございます。

避難計画というのが一番これからの課題であると認識しております。私は、原発の問題はそこ

に最終的に尽きるのではないかと、近畿圏の市町村会においても避難するときどこでどんな大災害に見舞われるかわからないので、そういう応援協定をしようじゃないかという提案をしているところであります。個々の足元でやっているは大変ですから、もう少し広域的に、関西広域連合なんかがそういったことをリードしていただけるといいんですけども、我々も我々なりに、取り組みをしているところであります。

もう一点、私としての思いですけれども、琵琶湖の水が汚染されたら、近畿の水がめであるので大変だということで、ようやく、琵琶湖の水を使っただけの府県の住民のみなさんの認識が高まってきたのかなと思うんですけども、琵琶湖はブルームだけで汚染されるのではないと、要するに山に降った放射能、野山、農地に降った放射能が全部、最後は琵琶湖に集積するのだと思えますから、このシミュレーションを是非やってもらいたい。関西系の大学の先生が東京湾でシミュレーションされています。むしろ、東京の大学の先生は知らん顔で、関西系の大学の先生が乗り込んで河川の状況なども調べているという状況なんですけれども、是非、琵琶湖はブルームだけで汚れるのではなく、最後はここに集積するというようなシミュレーションを是非作っていただければなあという思いを持ったところです。

(議長)

ありがとうございます。今日は環境科学研究センターから山中さんが来ていただいておりますけれども、来年度、まさに琵琶湖に集積する水が入ってきて、特に蓄積がどうなるのかというようなことを研究してもらおうことになっておりますが、もし、コメントがありましたら、時間の関係で、短めをお願いします。

(県琵琶湖環境科学研究センター)

琵琶湖環境科学研究センターの山中でございます。よろしくお願いいたします。

大気のシミュレーションモデルだけではなくて、水の方流域も含めまして、琵琶湖の水環境をシミュレーションすることを含めまして、富栄養化ですとか、汚染というものをターゲットにしたものでございますけれども、それを放射性物質に対応できるように、改良して次年度からシミュレーションを行っていき、琵琶湖への水環境に対する放射性物資の影響といったところの予測を行っていきたいと思っておりますので、また、適宜、結果が出次第、報告させていただきたいと思っております。

(議長)

ありがとうございます。今回のこのシミュレーション、ほんとうに緊急の対応をしていただいて、有り難いことだと思っております。感謝申し上げます。

備える方の立場として、子供たちに普段から知っておいてもらうということがたいへん大切だと思っております。リスクコミュニケーションのところで、本編の16ページにも学校教育の場においても、原子力災害に関する知識の普及ということを書かせていただいておりますけれども、教育長さんいかがでしょうか。

(県教育長)

今年度は学習指導要領、理科の中で、放射線については、明記をされております。原子力発電の中で、自然界に放射線が存在していることとか、現在の放射線を紹介して、医療や工業に利用されていることやまた放射線の危険性についても説明しているところでございます。来年度につきま

しては文科省でつくられました、放射線に関する副読本なんかを活用しまして、放射能の性質など基本的な知識、科学的な根拠に基づき人体への影響があるということ、そういうものを指導していくことが大切であると考えておりまして、市町の教育委員会に対しまして、指示、啓発を進めてまいりたいと思っております。教員のほうにつきましても研修の中で、指導ができるように努めていきたいと考えています。

（議長）

ありがとうございます。全国は全国の教科書があると思うのですが、滋賀の場合は既にオリジナルな地域情報もございますので、子供たちにとっては身近な問題として考えてもらうことが、大切だと思いますので、どうかよろしくをお願いします。

防護するほうで、まず警察本部の中では、この間の3月18日には避難訓練をさせていただいたんですけれども、やはり、警察本部との協力が大変大事だと思います。どうでしょうか本部長さん。

（県警察本部長）

18日の訓練は私ども大変勉強になりました。まず、1点といたしましては交通規制を実施しました。この交通規制は避難経路の選択、あるいは誘導などが大切と認識をいたしているところでございます。今回の訓練を通して感じたことですが、どういうエリアに拡散が予測されるのかによりまして、交通規制のやり方は千差万別でございます。今後とも関係機関との訓練を積み上げていく必要があると強く感じました。ただ、シミュレーションの中でも出てきましたが、2点目としましては妊婦の方、高齢の方、あるいは障害をもたれている方、いわゆる災害時要援護者の方々にはきちっと安全に避難をしていただけたということが課題として大きくなってきます。因みに、例えば高島で1,700世帯、長浜で3,200世帯が65歳の一人世帯の方がいらっしゃいます。あるいは、病院、老健施設が長浜で25箇所、高島でも10箇所ぐらいあると思います。ですから今後は、具体的に県、市町、警察で事前の段階でどこにいらっしゃるのかを把握したうえで、優先順位、避難手段というところまで踏まえてシミュレーションをし、交通規制を考えなければならないと感じたところでございます。

ありがとうございます。この間は、ほんとうに長浜の山門、高島の近江中庄という1集落、2集落でも結構、移動とか大切なのでよほど備えておかないといけない。それから要援護者の情報、個人情報ではありますけれども、やはり命を守るための共有ということも今後考えていきたいと思っております。

自衛隊の皆様にもいざという時にたいへんお世話にならないといけないのですけれども、どうだったでしょうか、3月18日の避難訓練を踏まえて、コメントいただけますでしょうか。

（陸上自衛隊 第三戦車大隊長）

まず、計画につきましては、国の防災基本計画原子力災害対策編の再検討にあわせて、今後見直しをまいります。また、我々、第三戦車大隊におきましては、滋賀県の防災訓練、シミュレーションの結果等を踏まえて、独自に検討を進めております。最大の問題は、今後の国の計画、法律の問題になってくるとは思いますが、我々は国民の最後の盾といわれながら、初動が遅れますと大変は問題、非難を浴びることになります。よって今後は、資料の2にあります、災害応急体制を実効

性あるものにしていかなければならないと考えています。訓練につきましては、通常の外国からの武力攻撃を排除するための訓練にあたりますので、これに波及をさせて、災害対策を行うという体制による考え方をとっています。以上です。

(議長)

ありがとうございます。今、様々なご意見をいただきましたけれども、この計画の見直し編につきまして、まだ案でございます。この後来年度以降、充実するわけでございますけれども、今の段階で、先ほど来、事務局が説明をさせていただきました見直し案について事務局どおりとさせていただいてよいか、お諮りさせていただきます。いかがでしょうか。

異議なし

異議なしでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、ご承認をいただき感謝申し上げます。また担当としましても、来年度一層の充実を進めていきたいと思っております。時間もかなり迫っておりますので、議題1については、これで終わらせていただきます。

次に、報告事項に移りたいと思います。

4. 報告事項

(1):地震被害予測調査について

事務局より説明

地震被害予測調査について、事務局の方から説明をお願いいたします。

(防災危機管理局副局長)

防災危機管理局副局長の勝身でございます。それでは、地震被害予測調査事業について報告申し上げます。お手元の資料4でございます。まずこの調査の目的でございますが、県の地震防災対策に必要な基礎資料といたしまして、国の地震調査委員会でありますとか、中央防災会議の方針なども踏まえて、行っているものでございます。前回でございますが、平成15年度と16年度の2カ年にかけて実施をしております、現在の地域防災計画震災対策編にも反映しているというところでございます。

このたび、昨年3月11日の東北地方太平洋沖地震、東日本大震災でございますけれども、これを踏まえまして、国ではこの春ごろには南海トラフの長期評価の改訂が行われるという状況でございます。また、南海トラフ巨大地震モデル検討会による震度分布や津波高が公表されるということになっているところでございます。こうした動きを踏まえまして、県ではこのたび、地震被害予測調査事業を実施いたしまして、南海トラフによる地震はもとより、琵琶湖西岸断層帯、また花折断層帯等の県内に所在します断層帯によります地震動の精度を高くいたしまして、予測するとともに、発生被害について、想定してまいりたいと考えております。これらの評価結果でございますけれども、地域防災計画の見直しであったり、また地震防災対策の基礎資料といたしますとともに、市町はもとより、県民のみなさんや企業のみなさんなど関係者のみなさんにを含めて幅広く情報提供をさせていただいて、ご活用いただきたいと思います。24年度の事業項目でございますが、まずは、検討委員会を設置いたしまして、専門的な観点からのご指導、ご助言を賜りながら、調査

を進めてまいりたいと考えております。調査実施内容でございますけれども、24年度から25年度の2ヵ年間での実施を予定しております、24年度でございますが、前回の調査で得ましたデータに加えまして、新たな観測を実施し、滋賀の地盤構造モデルの構築をまいりたいと考えております。調査の全体概要でございますが、参考といたしまして、調査全体の工程図をお示ししております。

でございますが、の震度予測、の建物、人口などの社会的データの更新、そしてそれらを踏まえましてになるわけでございますが地震被害の予測を行うことといたしております。説明は以上でございます。現在の県の取組を報告させていただきました。東日本大震災を踏まえて国のほうでも種々検討されているところでございますので、新たな動き等ございましたら、随時ご報告させていただきたいと考えております。どうかよろしくお願いいたします。

（議長）

はい、ありがとうございます。琵琶湖の周りには実は活断層にプラスして湖辺地域あるいは大下川の下流地域はたいへんな堆積層が深くあります。この部分は液状化の問題がたくさんあります。琵琶湖周辺、遺跡ということで村が沈んでしまったというような歴史データもありますので、このあたりも含めてしっかり調査をしていきたいと思っております。

どなたかご質問なり、ご意見はございますでしょうか。

（県町村会会長）

地震被害の調査なんですけれども、社会的に南海・東南海の地震が注目されているんですけれども私は、県内地震ですが100年前後前に姉川地震、濃尾地震、福井地震、北丹後地震という大きなマグニチュード6以上の地震が何回も起こっているんです。あれから100年、もうそろそろこういう原発に近いところの断層が起こる可能性が高いんじゃないかと、これは素人の思いですが、こういった点についても、今、南海トラフばかり目がいっているんですけれども、もう少し局地的な地震想定の研究を進めてもらいたいなというふうに思っているところでございます。

（議長）

はい、それも是非お願いをしたいと思えます。福井地震は昭和23年ですから、ちょうど65年前でしょうか。姉川地震は102年前です。地震の圧力が溜まっている時代と言うんでしょうか、これについてはしっかりと調査させていただきたいと思えます。

ほかご意見どうでしょうか。

もし、ございませんでしたら、そろそろ時間でございますので、本日の議題は以上とさせていただきます。原子力防災対策編と地震の調査についてさせていただきました。最後に防災会議全体について何かご意見がありましたらお受けさせていただきます。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、本日はこれもちまして、会議を終了させていただきます。円滑な進行にご協力いただきましてありがとうございます。事務局にお返しします。

（事務局）

熱心にご審議いただきましてありがとうございました。それではこれもちまして、平成23年度滋賀県防災会議を終了させていただきます。なお、引き続きまして滋賀県国民保護協議会を開催させていただきます。準備のためお時間をいただきます。しばらくお待ちください。